

安芸高田市公共交通協議会

<日時>2024 年6月24 日（月）10：30～

<場所>安芸高田市役所第2庁舎2階 221 会議室

1. 開会

2. 報告

1) お太助ワゴン・自家用有償運送の利用状況について

2) 安芸高田市路線バスの運行状況について

3. 協議

1) 安芸高田市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

4. その他

5. 閉会

<配付資料>

【報告資料1】 お太助ワゴン・自家用有償旅客運送利用状況
お太助ワゴン 利用者アンケート集計結果

【報告資料2】 安芸高田市路線バス運行状況一覧

【協議資料】 安芸高田市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

●お太助ワゴン利用状況(2022年10月1日～2023年9月30日)

1. 月別利用者状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
運行日数	20日	20日	19日	19日	19日	22日	20日	20日	22日	20日	22日	20日	243日	20.3日
総運行便数	886回	856回	854回	744回	819回	950回	856回	839回	927回	835回	899回	871回	10336回	861回
稼働率	73.8%	71.3%	74.9%	65.3%	71.8%	72.0%	71.3%	69.9%	70.2%	69.6%	68.1%	72.6%	70.9%	70.9%
総利用者	2,234人	2,178人	2,271人	1,713人	2,084人	2,329人	2,187人	2,063人	2,281人	2,021人	2,130人	2,183人	25,674人	2,139.5人
1日平均利用人数	111.7人	108.9人	119.5人	90.2人	109.7人	105.9人	109.4人	103.2人	103.7人	101.1人	96.8人	109.2人	105.7人	105.7人
料金	717,700円	686,400円	709,300円	562,200円	673,700円	754,000円	702,000円	678,400円	743,000円	669,100円	705,700円	729,300円	8,330,800円	694,233円

2. 料金別利用者数

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
町内 (割合)	1,235人 55.3%	1,222人 56.1%	1,280人 56.4%	882人 51.5%	1,115人 53.5%	1,230人 52.8%	1,163人 53.2%	1,064人 51.6%	1,200人 52.6%	1,031人 51.0%	1,079人 50.7%	1,115人 51.1%	13,616人 53.0%	1,135人 53.0%
町外 (割合)	999人 44.7%	956人 43.9%	991人 43.6%	831人 48.5%	969人 46.5%	1,099人 47.2%	1,024人 46.8%	999人 48.4%	1,081人 47.4%	990人 49.0%	1,051人 49.3%	1,068人 48.9%	12,058人 47.0%	1,005人 47.0%
合計	2,234人	2,178人	2,271人	1,713人	2,084人	2,329人	2,187人	2,063人	2,281人	2,021人	2,130人	2,183人	25,674人	2,140人

3. 地域別登録者数(登録者は2023.9.30現在)

	吉田	八千代	美土里	高宮	甲田	向原	合計
登録者数	2,387人	877人	1,870人	2,346人	1,986人	1,912人	11,378人

1台あたり利用者数

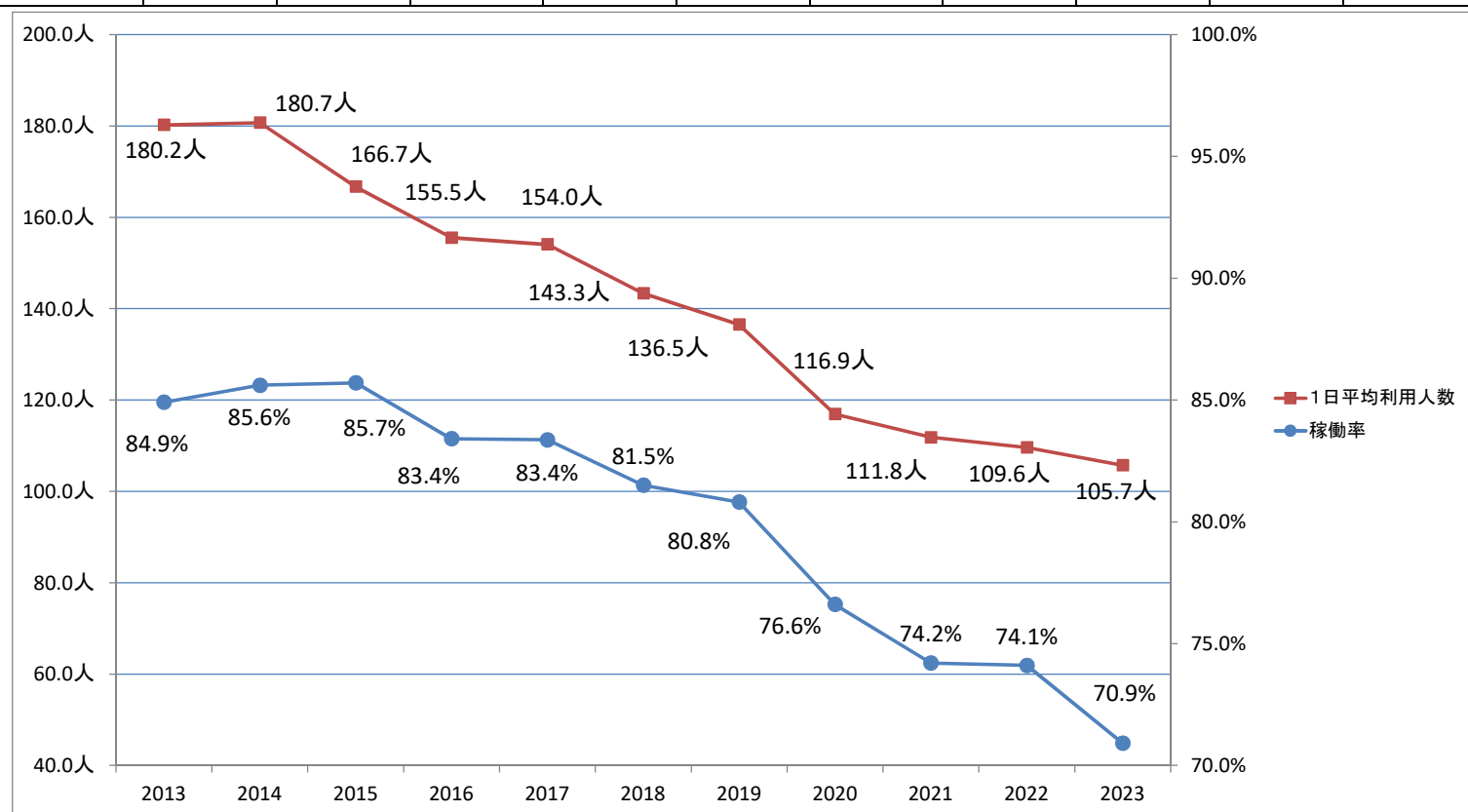
全便 運行便

1.76 2.48

※1日6往復10台稼働計画

●お太助ワゴン利用状況年度間比較(交通2013年度～2023年度)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総利用者	44,152人	44,090人	40,350人	37,620人	37,584人	34,965人	33,175人	28,164人	27,164人	26,627人	25,674人
1日平均利用人数	180.2人	180.7人	166.7人	155.5人	154.0人	143.3人	136.5人	116.9人	111.8人	109.6人	105.7人
稼働率	84.9%	85.6%	85.7%	83.4%	83.4%	81.5%	80.8%	76.6%	74.2%	74.1%	70.9%



●自家用有償旅客運送 利用状況(2022年10月1日～2023年9月30日)

1. 月別利用者状況

●智教寺事務所 友愛とろっこ便 単位:人

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
ハイエース(10人乗)	48	46	38	36	32	34	42	42	38	44	43	40	483	40.3

●川根事務所 もやい便 単位:人

車 種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
デリカ(8人乗)	140	146	95	100	101	110	72	101	106	176	123	289	1,559	129.9
ローザ (29人乗)	373	250	226	245	305	221	202	232	214	129	140	35	2,572	214.3
ルーミー (5人乗)	41	54	67	36	62	105	67	101	86	74	39	40	772	64.3
計	554	450	388	381	468	436	341	434	406	379	302	364	4,903	408.6

2. 月別料金状況 (現金+回数券)

●智教寺事務所 友愛とろっこ便 単位:円

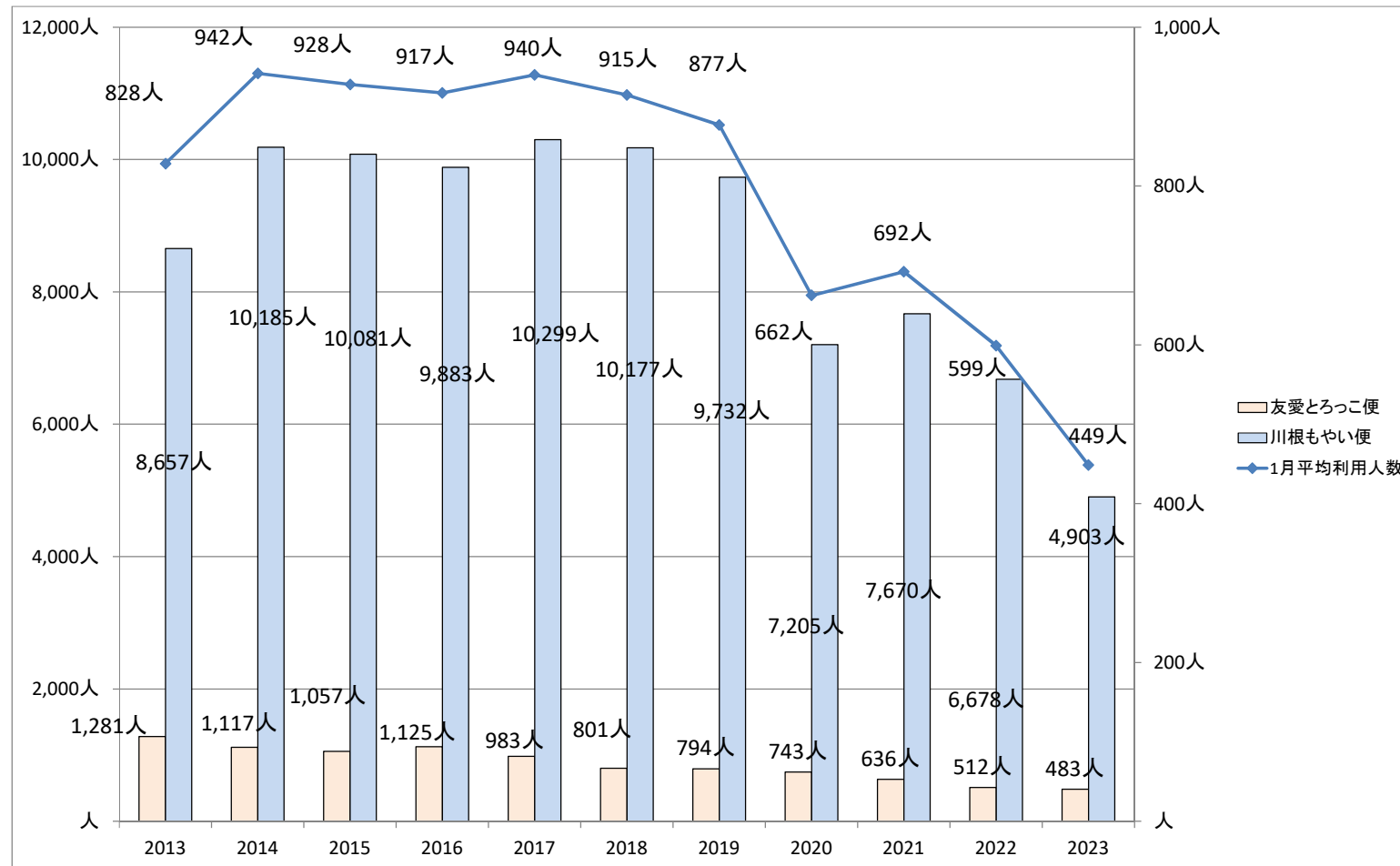
車 種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
ハイエース(10人乗)	12,000	14,200	11,000	11,600	9,600	9,800	13,000	14,600	11,000	14,000	14,700	12,800	148,300	12,358

●川根事務所 もやい便 単位:円

車 種	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	月平均
デリカ (8人乗)	21,700	26,300	18,500	19,300	17,200	17,500	10,800	12,000	11,000	14,500	17,200	18,500	204,500	17,042
ローザ (29人乗)	3,600	0	0	600	2,000	1,200	1,200	1,400	0	2,400	9,600	3,600	25,600	2,133
ルーミー (5人乗)	8,700	7,100	10,200	7,600	17,100	20,000	14,500	18,600	12,300	17,500	8,200	7,400	149,200	12,433
計	34,000	33,400	28,700	27,500	36,300	38,700	26,500	32,000	23,300	34,400	35,000	29,500	379,300	31,608

● 自家用有償旅客運送利用状況年度間比較(交通2013年度～2023年度)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総利用者	9,938人	11,302人	11,138人	11,008人	11,282人	10,978人	10,526人	7,948人	8,306人	7,190人	5,386人
友愛とろっこ便	1,281人	1,117人	1,057人	1,125人	983人	801人	794人	743人	636人	512人	483人
川根もやい便	8,657人	10,185人	10,081人	9,883人	10,299人	10,177人	9,732人	7,205人	7,670人	6,678人	4,903人
1月平均利用人数	828人	942人	928人	917人	940人	915人	877人	662人	692人	599人	449人



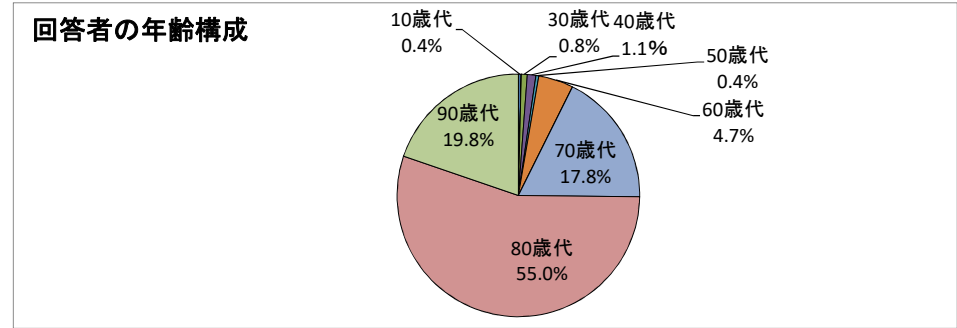
お太助ワゴン利用者アンケート集計 2024年2月調査

- アンケート発送数 400通
(2023年1月から2023年12月の利用回数データより、利用回数が多い上位400 人に送付)
- アンケート回収数 266通(回収率 66.5%)

問-1 アンケート回答者について

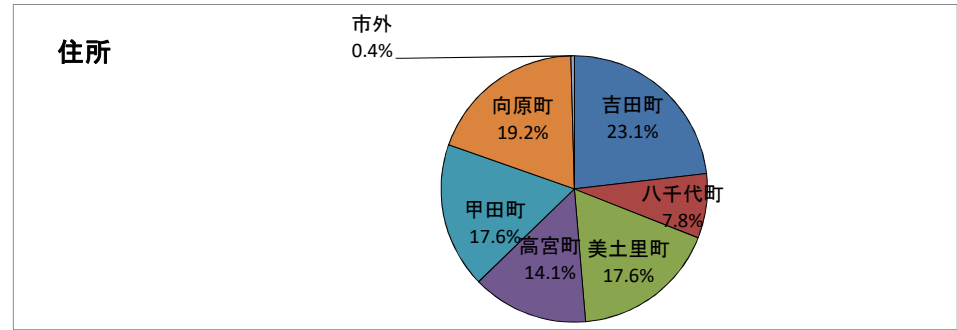
1. 年齢は？

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	合計
回答数	1	0	2	3	1	12	46	142	51	258
割合	0.4%	0.0%	0.8%	1.1%	0.4%	4.7%	17.8%	55.0%	19.8%	100.0%



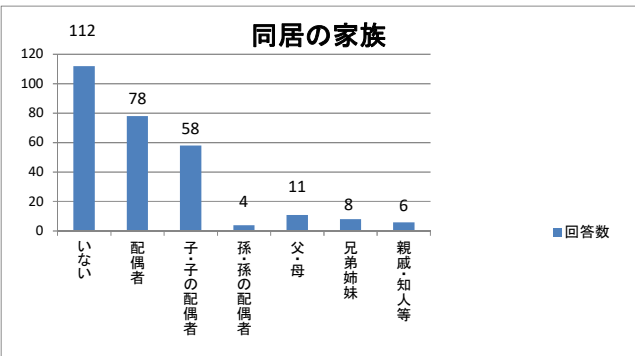
2. お住まいは？

	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町	甲田町	向原町	市外	合計
回答数	59	20	45	36	45	49	1	255
割合	23.1%	7.8%	17.6%	14.1%	17.6%	19.2%	0.4%	100.0%



3. 同居者は？(複数回答有)

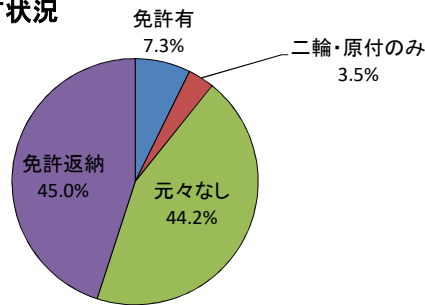
	いない	配偶者	子・子の配偶者	孫・孫の配偶者	父・母	兄弟姉妹	親戚・知人等	合計
回答数	112	78	58	4	11	8	6	277



4. 運転免許は？

	免許有	二輪・原付	元々なし	免許返納	合計
回答数	19	9	115	117	260
割合	7.3%	3.5%	44.2%	45.0%	100.0%

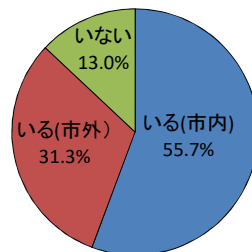
利用者本人の免許の保有状況



5. 免許を保有する家族・親族は？

	いる(市内)	いる(市外)	いない	合計
回答数	137	77	32	246
割合	55.7%	31.3%	13.0%	100.0%

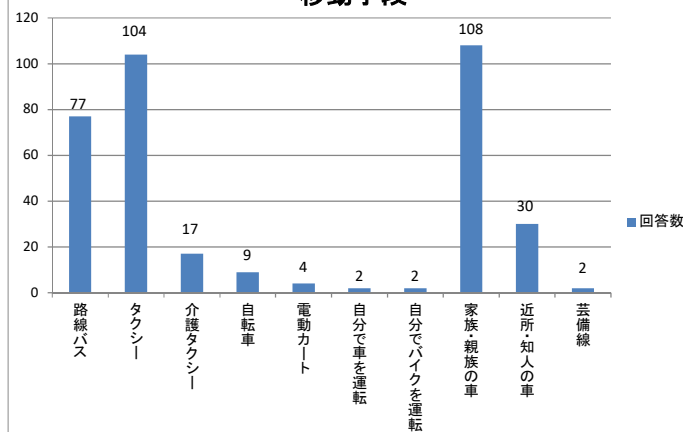
家族・親族の免許保有状況



6. お太助ワゴン以外で遠く(隣の町)へ行くときよく使うのは？(複数回答有)

	路線バス	タクシー	介護タクシー	自転車	電動カート	自分で車を運転	自分でバイクを運転	家族・親族の車	近所・知人の車	芸備線
回答数	77	104	17	9	4	2	2	108	30	2

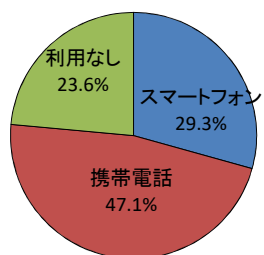
移動手段



7. 携帯電話の利用は？

	スマートフォン	携帯電話	利用なし	合計
回答数	76	122	61	259
割合	29.3%	47.1%	23.6%	100.0%

携帯電話の利用状況

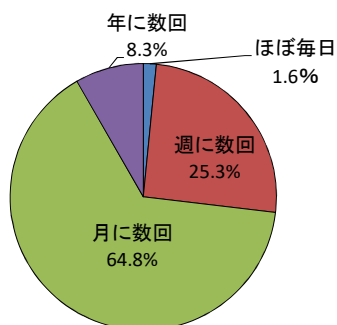


問一2 利用状況について

1. 利用回数は？

	ほぼ毎日	週に数回	月に数回	年に数回	合計
回答数	4	64	164	21	253
割合	1.6%	25.3%	64.8%	8.3%	100.0%

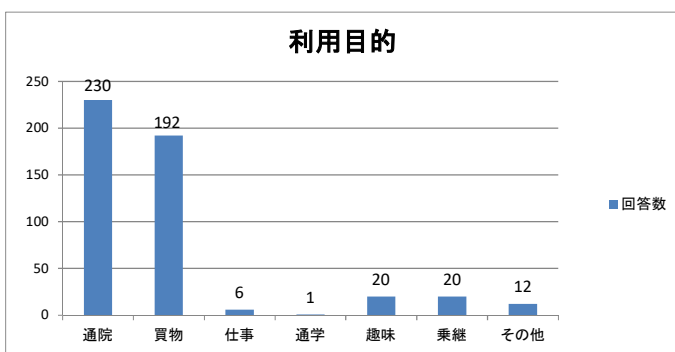
利用回数



2. 利用の目的は？（複数回答有）

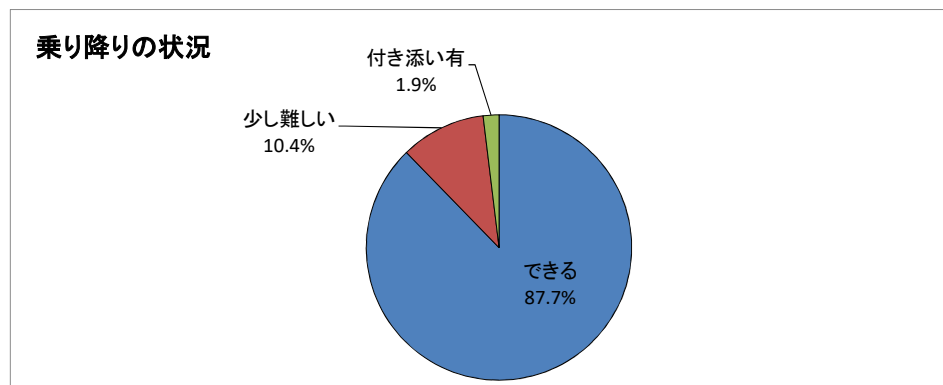
	1 通院	2 買物	3 仕事	4 通学	5 趣味	6 乗継	7 その他
回答数	230	192	6	1	20	20	12

利用目的



3. ひとりで乗り降りできるか？

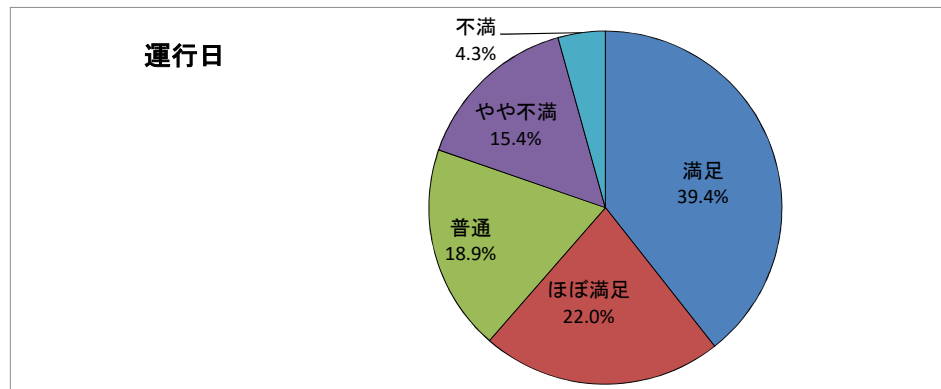
	できる	少し難しい	付き添い有	合計
回答数	228	27	5	260
割合	87.7%	10.4%	1.9%	100.0%



問3 お太助ワゴンの満足度

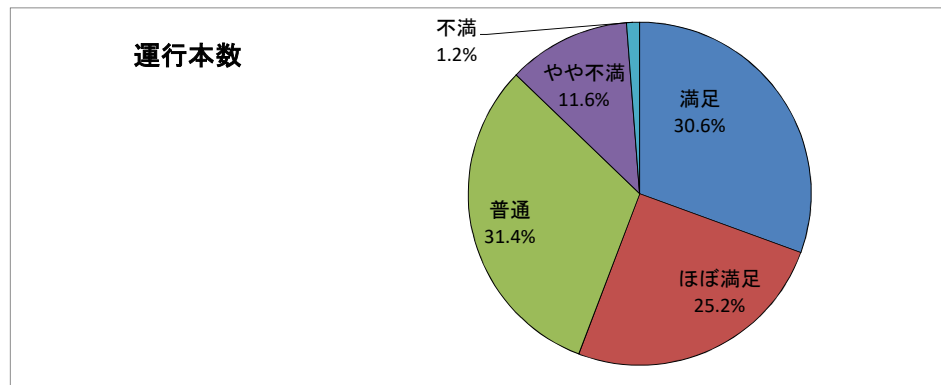
●運行日(月曜～金曜)

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	100	56	48	39	11	254
割合	39.4%	22.0%	18.9%	15.4%	4.3%	100.0%



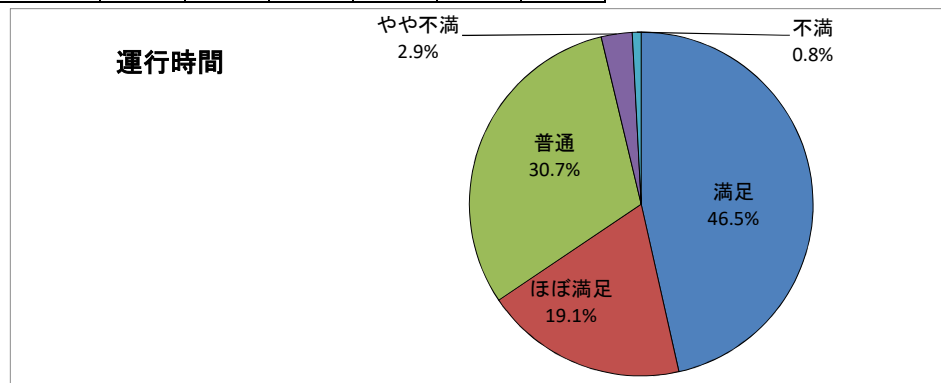
●運行本数は？(1日6便)

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	74	61	76	28	3	242
割合	30.6%	25.2%	31.4%	11.6%	1.2%	100.0%



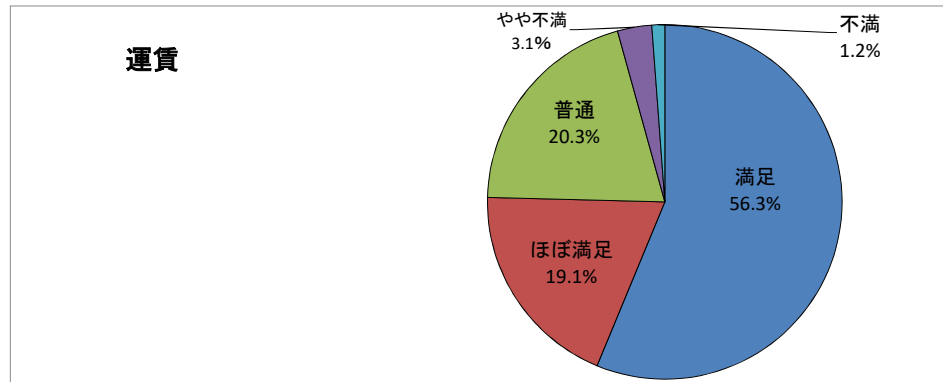
●運行時間は？(片道最長1時間)

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	112	46	74	7	2	241
割合	46.5%	19.1%	30.7%	2.9%	0.8%	100.0%



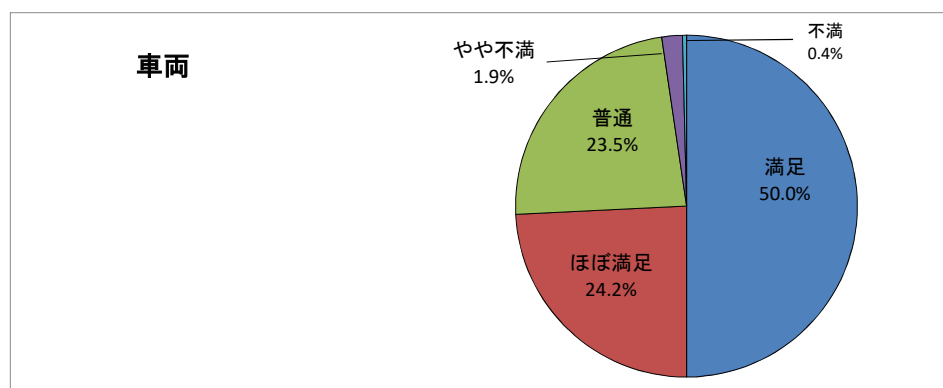
●運賃は？（町内300円、町外500円）

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	144	49	52	8	3	256
割合	56.3%	19.1%	20.3%	3.1%	1.2%	100.0%



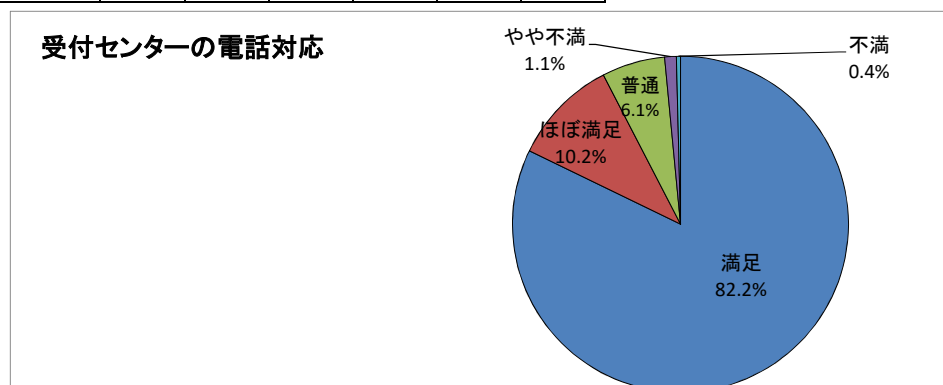
●車両は？（大きさ・乗りやすさ）

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	130	63	61	5	1	260
割合	50.0%	24.2%	23.5%	1.9%	0.4%	100.0%



●受付センターの電話対応は？

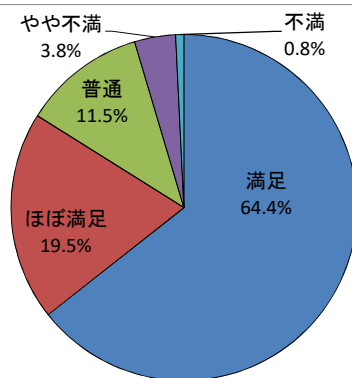
	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	217	27	16	3	1	264
割合	82.2%	10.2%	6.1%	1.1%	0.4%	100.0%



●予約の取りやすさは？

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	168	51	30	10	2	261
割合	64.4%	19.5%	11.5%	3.8%	0.8%	100.0%

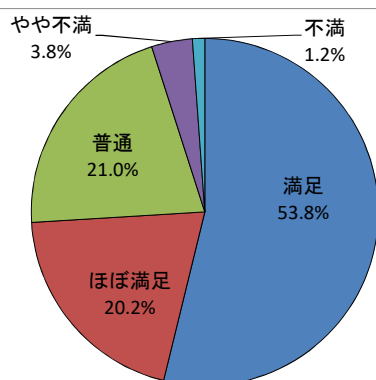
希望便の予約の取りやすさ



●運転手は？

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	141	53	55	10	3	262
割合	53.8%	20.2%	21.0%	3.8%	1.2%	100.0%

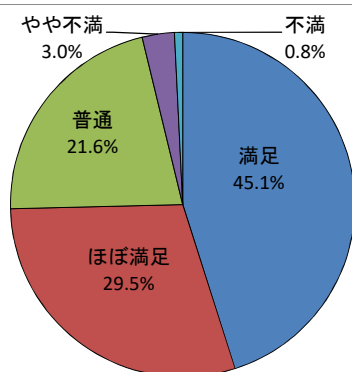
運転手



●総合的な感想は？

	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	合計
回答数	119	78	57	8	2	264
割合	45.1%	29.5%	21.6%	3.0%	0.8%	100.0%

総合的な感想



安芸高田市 路線バス運行状況一覧 2022年10月1日～2023年9月30日

路線番号	路線名	委託事業者	経常費用	経常収益	収支差	収益率	備考
1	風の谷内山線	芸北タクシー	9,171,032	1,710,687	-7,460,345	18.6%	県補助基準(収益率15.0%)を超えているため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
2	美土里中央線	芸北タクシー	6,628,359	1,134,041	-5,494,318	17.1%	県補助基準(収益率15.0%)を超えているため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
3	曾我神社線	高宮中央交通 (2024.5月より織田産業)	8,983,679	3,836,355	-5,147,324	42.7%	県補助基準(収益率15.0%)を超えているため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
4	津々羅線	織田産業	7,545,906	2,185,970	-5,359,936	28.9%	県補助基準(収益率15.0%)を超えているため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
5	式敷線	芸北タクシー	8,276,121	2,489,803	-5,786,318	30.0%	県補助基準(収益率15.0%)を超えているため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
6	船佐線	高宮中央交通	9,026,976	1,345,935	-7,681,041	14.9%	厳しい収益率ではあるが、市内小中高生が通学に利用する便のため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
7	高宮(式敷駅)線	高宮中央タクシー	1,217,700	12,933	-1,204,767	1.0%	厳しい収益率である。交通形態の変更を視野に、安芸高田市公共交通協議会で見直しを検討する。
8	高宮(船佐駅)線		1,273,800	15,807	-1,257,993	1.2%	厳しい収益率である。交通形態の変更を視野に、安芸高田市公共交通協議会で見直しを検討する。
9	上有留線	三ツ矢タクシー	5,738,279	807,316	-4,930,963	14.0%	厳しい収益率ではあるが、市内小中高生が通学に利用する便のため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
10	出口線	甲立タクシー	5,197,066	332,470	-4,864,596	6.3%	厳しい収益率ではあるが、市内小学校児童が通学に利用する便のため運行を継続する。引続き安芸高田市公共交通協議会で協議していく。
11	式敷三次線	芸北タクシー	10,403,344	502,612	-9,900,732	4.8%	厳しい収益率である。交通形態の変更を視野に、安芸高田市公共交通協議会で見直しを検討する。
11	式敷三次線	織田産業 (2024.5月より甲立タクシー)	9,538,610	262,550	-9,276,060	2.7%	厳しい収益率である。交通形態の変更を視野に、安芸高田市公共交通協議会で見直しを検討する。
			83,000,872	14,636,479	-68,364,393	17.6%	

安芸高田市・北広島町をつなぐ路線バス運行状況 2022年10月1日～2023年9月30日

路線番号	路線名	委託事業者	経常費用	経常収益	収支差	収益率	備考
12	千代田巡回バス 畑壬生線	八重タクシー	8,409,195	1,256,281	-7,152,914	14.9%	北広島町運営路線
13	千代田八千代線	北広島町	3,473,016	110,585	-3,362,431	3.1%	北広島町運営路線(2023年9月末廃止)
			11,882,211	1,366,866	-10,515,345	11.5%	

安芸高田市内運行路線バス表

路線 番号	市町名	委託事業者	運行系統			系統キロ程※	運行回数 (回)
			起点	主な経由地	終点		
1	安芸高田市	芸北タクシー	風の谷内山	美土里支所・ 高田 I C B C	吉田出張所	37.9 km	平1.5 ±1.0
1	安芸高田市	芸北タクシー	風の谷内山	美土里支所	吉田出張所	33.7 km	平±0.5
1	安芸高田市	芸北タクシー	風の谷内山	桑田の庄・美土里支所 ・高田 I C B C	吉田出張所	41.5 km	平1.5, ±1.0 (12/25～2/28)
1	安芸高田市	芸北タクシー	風の谷内山	桑田の庄・美土里支所	吉田出張所	37.3 km	±0.5 (12/25～2/28)
1	安芸高田市	芸北タクシー	生田車庫	桑田の庄・美土里支所	吉田出張所	31.5 km	平0.5 (12/25～2/28)
1	安芸高田市	芸北タクシー	美土里中央	高田 I C B C	吉田出張所	21.3 km	平0.5 (12/25～2/28)
2	安芸高田市	芸北タクシー	美土里中央	高田 I C B C	吉田出張所	21.3 km	水1.5 月火木金1.0
3	安芸高田市	高宮中央交通 (2024. 5～ 織田産業)	曾我神社入口	塩瀬・美土里支所	吉田出張所	35.5 km	平1.0 ±0.5
3	安芸高田市	高宮中央交通 (2024. 5～ 織田産業)	曾我神社入口	塩瀬・美土里支所 ・高田 I C	吉田出張所	39.7 km	平0.5 ±1.0
4	安芸高田市	織田産業	津々羅	多治比	吉田出張所	13.7 km	平±2.5
5	安芸高田市	芸北タクシー	式敷駅	房後・甲田支所	吉田出張所	30.7 km	平±1.5
6	安芸高田市	高宮中央交通	船佐駅	高宮支所・来女木 ・甲田支所	吉田出張所	38.2 km	平2.0 ±1.5
6	安芸高田市	高宮中央交通	船佐駅	水谷	高宮支所	9.7 km	平0.5
7	安芸高田市	高宮中央タクシー	式敷駅		高宮支所	7.8 km	月水1.5
8	安芸高田市	高宮中央タクシー	船佐駅	水谷	高宮支所	9.7 km	火金1.5
9	安芸高田市	ミツ矢タクシー	上有留	向原駅・正力橋	吉田出張所	19.6 km	平±2.0
9	安芸高田市	ミツ矢タクシー	上有留	向原駅	吉田出張所	24.9 km	平±2.0 (12/25～2/28)
10	安芸高田市	甲立タクシー	出口	山田	向原駅	9.2 km	平±2.0
11	安芸高田市	芸北タクシー	式敷駅		三次駅	15.6 km	平日1.5 土休日2.5
11	安芸高田市	芸北タクシー	式敷駅	三次駅	三次中央病院	19.2 km	平日1.0
11	安芸高田市	織田産業 (2024. 5～ 甲立タクシー)	式敷駅		三次駅	15.6 km	2.5

※系統キロ程は往路・復路同じ

安芸高田市・北広島町をつなぐ運行路線バス表

路線 番号	市町名	委託事業者	運行系統			系統キロ程※	運行回数 (回)
			起点	主な経由地	終点		
12	安芸高田市・ 北広島町	八重タクシー	千代田IC	壬生・畑集会所	上根	19.5 km	平±1.0
12	安芸高田市・ 北広島町	八重タクシー	上根	千代田IC・八重小	バイパス 蔵迫	25.2 km	平±1.0
12	安芸高田市・ 北広島町	八重タクシー	千代田IC	バイパス・畑集会所	上根	22.0 km	平±1.0
12	安芸高田市・ 北広島町	八重タクシー	上根	バイパス・八重小	バイパス 蔵迫	27.7 km	平±1.0
13	安芸高田市・ 北広島町	北広島町	千代田インター	壬生・川井	安芸高田市 八千代支所	14.9 km	平±2.0 2023.9月末廃止

※系統キロ程は往路・復路同じ

※安芸高田市を運行している系統のみ掲載

【協議資料 1】

2025 (R7) 年度安芸高田市地域内フィーダー系統確保維持計画案について

1 事業

(1) 事業名

地域交通確保維持改善事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）

(2) 事業概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行に対して行われる国庫補助支援事業。

※安芸高田市で幹線交通として位置付けているのは、国道 54 号広島電鉄バス・備北交通バス、中国自動車道高速バス、主要路線バス、JR 芸備線。

2 事業活用方法

○地域内フィーダー系統確保維持計画を策定して申請。

※補助対象系統を運行する必要性や確保維持していく内容を記載する。

※申請する事業は、3 年以上継続。

3 補助対象とする事業

○お太助ワゴン

5 事業者

吉田八千代区域・美土里区域・高宮甲田区域・甲田向原区域

4 補助対象期間

2025 (R7) 年度 安芸高田市地域内フィーダー系統確保維持計画

2024 (R6) . 10. 1～2025 (R7) . 9. 30

5 参考

*これまでの補助活用状況

(単位：千円)

補助対象年度	補助上限額	補助交付額
2013 (H25) 年度	18,044.0	14,506.0
2014 (H26) 年度	13,416.0	10,928.0
2015 (H27) 年度	11,569.0	9,931.0
2016 (H28) 年度	9,297.0	7,692.4
2017 (H29) 年度	7,223.0	6,036.0
2018 (H30) 年度	12,077.0	12,077.0
2019 (R1) 年度	13,177.0	11,008.0
2020 (R2) 年度	13,177.0	11,465.0
2021 (R3) 年度	13,677.0	13,178.0
2022 (R4) 年度	12,047.0	12,047.0
2023 (R5) 年度	5,173.0	5,173.0

2024 (R6) 年度 補助上限額 未定

令和 6 年 6 月 24 日

安芸高田市公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○地域全体について

① 地域の概況

安芸高田市は、2004（H16）年に旧高田郡 6 町が合併し発足した市域面積 537.71 km²の多くを森林が占める中山間地域である。人口は 26,448 人（2020 年国勢調査）で、高齢化率が 4 割を超えており、過疎化と高齢化が同時に進行している地域である。

② 交通の現況

市北部を横断する高速道路中国自動車道、市中央部を横断する国道54号、市南部を横断する県道37号線が基幹的な道路網である。さらに、市内の各集落間は県道や市道で結ばれており、多くの市民にとって、移動手段は自家用自動車を中心となっている状況である。市外とつながる広域的交通機関は、基幹的道路網を運行する高速バス、路線バス及びJRである。市内移動交通機関は、定時定路線バス及び区域運行デマンド交通と自家用有償旅客運送を組み合わせている。

③ 地域公共交通の問題点・課題等

安芸高田市では、山間部奥深くまで谷筋に集落が点在しており、基幹道路や主要県道市道及びJR沿線の住民は、市域を越えた移動が比較的容易に行えるが、バス停や駅から500m離れると、公共交通の利用が非常に困難となる。自らの車の運転ができない住民は、通院や買物の際、多かれ少なかれ「気兼ね」を感じながら、家族や親戚・近所の人に連れて行ってもらうしかない状況にある。いわゆる交通弱者も、思い通りに移動できる公共交通体系を構築することが課題である。

④ 地域の目標

誰もが気兼ねなく利用できる、自らの車の運転ができない住民が「外出してみよう」と思える公共交通体系の構築。

⑤ その目標実現のための施策

2008（H20）年3月に安芸高田市公共交通協議会を設立し、協議・検討を重ね、安芸高田市地域公共交通総合連携計画を策定した。計画にまとめた事業を地域公共交通活性化・再生総合事業を活用して具体化し、2009年10月から高宮町川根地域及び美土里町智教寺・大所地域での自家用有償旅客運送の実証運行を開始し、これらの地域を除く美土里町及び高宮町での区域運行デマンド交通「お太助ワゴン」の実証運行も開始した。2010（H22）年10月から「お太助ワゴン」の実証運行を市内全域に拡大し、2012（H24）年4月から本格運行を開始した。

○補助フィーダー系統対象地域について

① 補助フィーダー系統

お太助ワゴン全区域

② 対象地域

自家用有償旅客運送を運行している市北部の美土里町智教寺地域・大所地域及び高宮町川根地域を除く市内全域

③ 交通の現況

高齢者の生活利便性を向上させ、この地域で暮らしていくことができるという安心感を提供するとともに、幹線交通との乗継について、バス出張所やバス停、駅などへのドアツード

アでのアクセスを確保することが可能となった。

④ 問題点・課題等

運行に関する経営面で、採算的に厳しい状況がある。1台あたり乗車定員に限られ、人口減少も進み、運賃収入が頭打ちとなる中で、人件費をはじめとする、燃料費、車両維持費等の運行諸費用の増加は避けられず、恒常的に採算割れを起こしているのが現状であり、公的な財政支援が不可欠である。また現在平日のみの運行としているが、高齢者や学生など自らの運転ができない住民の土日祝日の移動手段の確保が課題である。

⑤ 補助を受けようとする系統を確保維持する目的・必要性

お太助ワゴンは、利用者数に減少傾向はみられるものの、高い稼働率を維持しており利用者の満足度も高く、安芸高田市にとって重要な公共交通となっている。高齢になっても住み慣れた町で暮らし続けることを可能にするこの地域公共交通を将来にわたって確保・維持することは、安芸高田市にとっても最重要施策のひとつと位置づけている。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「お太助ワゴン」目標値

	利用者数	稼働率※	総合満足度
2025 (R7) 年度	109.5 人／日	91.0%	95.0%
2026 (R8) 年度	109.5 人／日	91.0%	95.0%
2027 (R9) 年度	109.5 人／日	91.0%	95.0%
(参考) 2023 (R5) 年度利用実績・アンケート調査	105.7 人／日	91.9%	96.2%

※稼働率(車両) … 実運行回数 ÷ 計画運行回数

2024 (R6) 年度は、「お太助ワゴン」の目標数値として、1日あたり平均利用者数を 111.6 人、稼働率 93.0%と設定している。参考に 2023 (R5) 年度実績では平均利用者数 105.7 人、稼働率 91.9%、総合満足度 96.2%であった。

2025 (R7) 年度は、利用実績と高齢化により年々人口減少が進行する現状に鑑み、お太助ワゴン運行における目標を稼働率 91.0%、1日当たりの平均利用者を 109.5 人 {1 便当たり乗車数 2.5 人 × 1 日当たり計画運行回数 43.8 回 (10,653 回 / 243 日)} と設定する。また、運行事業者や予約受付センターと連携してサービスの向上に努め、引き続き利用者の満足度も計測していくこととする。かつては免許を持たない利用者が主流であったが、運転免許を返納して自由な自家用車生活からお太助ワゴンに移行する利用者が増加しているなど、一部で満足感を得にくい環境になっていることに鑑み、利用してみてもの総合的な感想が「満足」「ほぼ満足」「普通」の人 95.0%を目標として設定する。

(2) 事業の効果

利便性の高い選ばれる交通を維持することにより、市民だれもが何歳になっても、住み慣れた集落に住み続け、必要があれば病院に通い、買い物に出掛け、時には友人と会合や趣味を楽しむことができるような、生きがいをもった生活環境を実現する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標達成のための事業

市民へのモビリティマネジメントを行う。

実施主体

安芸高田市

※ 本庁窓口・各支所窓口等において、お太助ワゴンの利用方法を伝えることで登録者数増と利用促進を図る。

※ お太助バス利用者からの問合せや回数券販売時にお太助ワゴンの利用説明を行い、利用促進を図る。

※ 商業施設と連携した利用補助券の配布により、利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）

「表 1」添付

○運行予定者の選定について

安芸高田市内に営業所を有する旅客運送事業者全者により運行。

担当運行区域については、運行の安全性を確保するため、営業所の位置等から、各区域内の道路状況などに精通した事業者が運行するよう選定。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

安芸高田市が市内事業者へ運行を委託しているため、補助対象経費から国庫補助金額の差額分を引いた額を委託料として安芸高田市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数と稼働率について、受付センターで管理している利用実績・稼働実績数値から評価を実施

・総合満足度については、利用者アンケートの集計結果数値により評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、2008（H20）年3月に法定協議会である「安芸高田市公共交通協議会」を設置。設置後は、2008（H20）年度以降、年4回ペースで、2013（H25）年度からは年1～3回程度を基本に必要なに応じて開催し、これまで56回の協議会を開催。

2007（H19）年度

- 2008年3月27日 安芸高田市公共交通協議会の設立など

2008（H20）年度

- 2008年6月21日 計画策定に向けての検討など
- 2008年10月9日 公共交通体系再編にむけた検討など
- 2008年12月19日 公共交通総合連携計画の基本方針・整備方向など
- 2009年3月12日 安芸高田市地域公共交通総合連携計画（案）の承認など

2009（H21）年度

- 2009年6月26日 2009年度実証運行についてなど
- 2009年8月21日 2009年度 実証運行に係る各種事項など
- 2009年12月15日 実証運行の運行状況と利用者アンケートなど
- 2010年3月11日 利用者アンケート調査結果と新年度の事業及び予算など

2010（H22）年度

- 2010年6月1日 2010年度 実証運行についてなど
- 2010年7月2日 安芸高田市新公共交通システム実証運行 実施計画について
- 2010年12月20日 実証運行の運行状況と利用者アンケートなど
- 2011年2月18日 利用者アンケート調査結果と新年度の事業及び予算など

2011（H23）年度

- 2011年5月20日 2011年度 実証運行の変更点についてなど
- 2011年8月19日 安芸高田市新公共交通システム 運行の変更点についてなど
- 2011年12月27日 実証運行の運行状況と利用者アンケートなど
- 2012年3月27日 利用者アンケート調査結果と新年度の事業及び予算など

2012（H24）年度

- 2012年6月18日 2012、2013年度 生活交通ネットワーク計画について
- 2012年12月3日 利用者アンケートの実施など
- 2013年3月26日 利用者アンケート調査結果と新年度の事業及び予算など

2013（H25）年度

- 2013年6月21日 2014年度 生活交通ネットワーク計画について
- 2014年3月14日 利用者アンケートの実施と新年度の事業及び予算など

2014（H26）年度

- 2014年6月24日 2015年度生活交通ネットワーク計画について
- 2015年1月8日 事業評価及びアンケートの実施について

2015（H27）年度

- 2015年6月18日 2016年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2015年11月16日 市町村運営有償運送の変更登録についてなど

2016（H28）年度

- 2016年6月8日 2017年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2016年8月25日 2017年度 地域内フィーダー系統確保維持計画変更について
- 2016年12月26日 事業評価及び安芸高田市地域公共交通網形成計画について
- 2017年3月30日 安芸高田市地域公共交通網形成計画について

2017（H29）年度

- 2017年8月9日 2018年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2017年12月13日 事業評価と市網形成計画及び三江線代替交通バスの運行など
- 2018年3月13日 市網形成計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画変更など

2018（H30）年度

- 2018年6月28日 2019年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか

2019（R1）年度

- 2019年6月27日 2020年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2019年9月4日 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）について
- 2020年1月7日 2019年度 地域内フィーダー系統確保維持事業評価
- 2020年3月25日 道の駅「三矢の里あきたかた」へのお太助ワゴン乗り入れ

2020（R2）年度

- 2020年6月23日 2021年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2020年12月24日 事業評価と運行事業者の変更（事業継承）について
- 2021年2月12日 広島電鉄バス「上根・吉田線」の一部路線の廃止について
- 2021年2月22日 運行事業者の変更と移動円滑化基準適用除外について

2021（R3）年度

- 2021年6月21日 2022年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）及び自家用有償旅客運送の登録事項変更について
- 2021年12月24日 2021年度 地域内フィーダー系統確保維持事業評価

2022（R4）年度

- 2022年6月23日 2023年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2022年12月2日 事業評価、公共交通計画の策定について
- 2023年2月24日 公共交通計画の策定について
- 2023年3月30日 公共交通計画の策定について

2023（R5）年度

- 2023年6月7日 安芸高田市地域公共交通利便増進実施計画の策定について
- 2023年6月22日 2024年度 地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）ほか
- 2023年8月8日 利便増進実施計画策定に係るアンケート調査項目の設定
- 2024年1月5日 2023年度 事業評価
- 2024年1月12日 公共交通利便増進実施計画の策定について
- 2024年1月18日 運行事業者変更、バリフリ適用除外、分科会の設置について
- 2024年3月25日 公共交通計画の改訂、利便増進実施計画の策定について

2024（R6）年度

- 2024年6月24日 2025年度地域内フィーダー系統確保維持計画（承認）
その他必要に応じて数回開催予定

2025（R7）年度

- 2025年6月頃 開催予定
その他必要に応じて数回開催予定

2026（R8）年度

- 2026年6月頃 開催予定
その他必要に応じて数回開催予定

2027（R9）年度

- 2027年6月頃 開催予定
その他必要に応じて数回開催予定

19. 利用者等の意見の反映状況

公共交通協議会の構成員として、市内各町の地域振興会代表を6名選出。その委員から地域の生活圏や地域性、住民の様子が伝えられており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。

お太助ワゴンの利用者には、毎年アンケート調査を実施し、利便性や課題等の把握に努めている。今後も継続し実施する。

運行系統概要一覧

2025年度地域内フィーダー系統確保維持計画

申請 番号	運行事業者	系統名	運行系統(区域)	運行日	運行回数／ 日	運行キロ程又は サービス提供時間	・結節点(バス停・駅・港等) ・地域間幹線バス系統については平日運行回数	運行態様	備考
1	株式会社 高宮中央タクシー	—	高宮甲田区域1・2 (高宮甲田区域～吉田)	月～金 (土・日・祝日、12/29～1/3は運休)	12回／日	1.2時間	・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所バス停 ・高速バス 高宮BS ・JR芸備線甲立駅	区域運行 (デマンド 型)	お太助ワゴン 2台運行
2	(芸北タクシー) 沖田 正		美土里区域1 (美土里区域～吉田)		6回／日		・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所バス停 ・高速バス 美土里BS		お太助ワゴン 1台運行
3	(芸北タクシー) 沖田 正		吉田八千代区域1 (吉田八千代区域～吉田)				・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所バス停		
4	織田産業株式会社		美土里区域2 (美土里区域～吉田)				・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所バス停 ・高速バス 美土里BS		
5	織田産業株式会社		吉田八千代区域2 (吉田八千代区域～吉田)				・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所		
6	織田産業株式会社		吉田八千代区域3 (吉田八千代区域～吉田)				・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所		
7	(三ツ矢タクシー) 岩本 竜男		甲田向原区域2 (甲田向原区域～吉田)				・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所 ・JR芸備線甲立駅・吉田口駅・向原駅		
8	有限会社 甲立タクシー		甲田向原区域1・3 (甲田向原区域～吉田)		12回／日		・広島電鉄上根・吉田線 吉田出張所 ・JR芸備線甲立駅・吉田口駅・向原駅		お太助ワゴン 2台運行

※1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

2025年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数 (回)	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
安芸高田市	株式会社 高宮中央タクシー	(1) 高宮甲田区域1・2		高宮甲田 区域		往 km 復 km	243日	2,082			区域運行	②(1)	吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。高宮BS停留所で、広島電鉄バス・備北交通高速バス広島線と接続。甲立駅で、JR芸備線と接続。	③
	(芸北タクシー) 沖田 正	(2) 美土里区域1		美土里区 域		往 km 復 km	243日	1,106			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。美土里BS停留所で、広島電鉄バス・備北交通高速バス広島線と接続。	
		(3) 吉田八千代区域1		吉田八千 代区域		往 km 復 km	243日	997			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。	
	織田産業株式会社	(4) 美土里区域1		美土里区 域		往 km 復 km	243日	1,035			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。美土里BS停留所で、広島電鉄バス・備北交通高速バス広島線と接続。	
		(5) 吉田八千代区域2		吉田八千 代区域		往 km 復 km	243日	1,071			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。	
		(6) 吉田八千代区域3		吉田八千 代区域		往 km 復 km	243日	1,175			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。	
	(三ツ矢タクシー) 岩本 竜男	(7) 甲田向原区域2		甲田向原 区域		往 km 復 km	243日	984			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。甲立駅・吉田口駅・向原駅で、JR芸備線と接続。	
	有限会社 甲立タクシー	(8) 甲田向原区域1・3		甲田向原 区域		往 km 復 km	243日	2,203			区域運行		吉田出張所停留所で、広島電鉄バス上根・吉田線と接続。甲立駅・吉田口駅・向原駅で、JR芸備線と接続。	

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	安芸高田市
-------	-------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	26,448
交通不便地域等	26,448

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
26,448	市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
三江線沿線地域 公共交通再編実施計画	2018年3月2日	2018年度
安芸高田市地域公共交通計画	2023年3月31日	—
安芸高田市地域公共交通 利便増進実施計画	2024年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

[illegible]